

令和3年4月

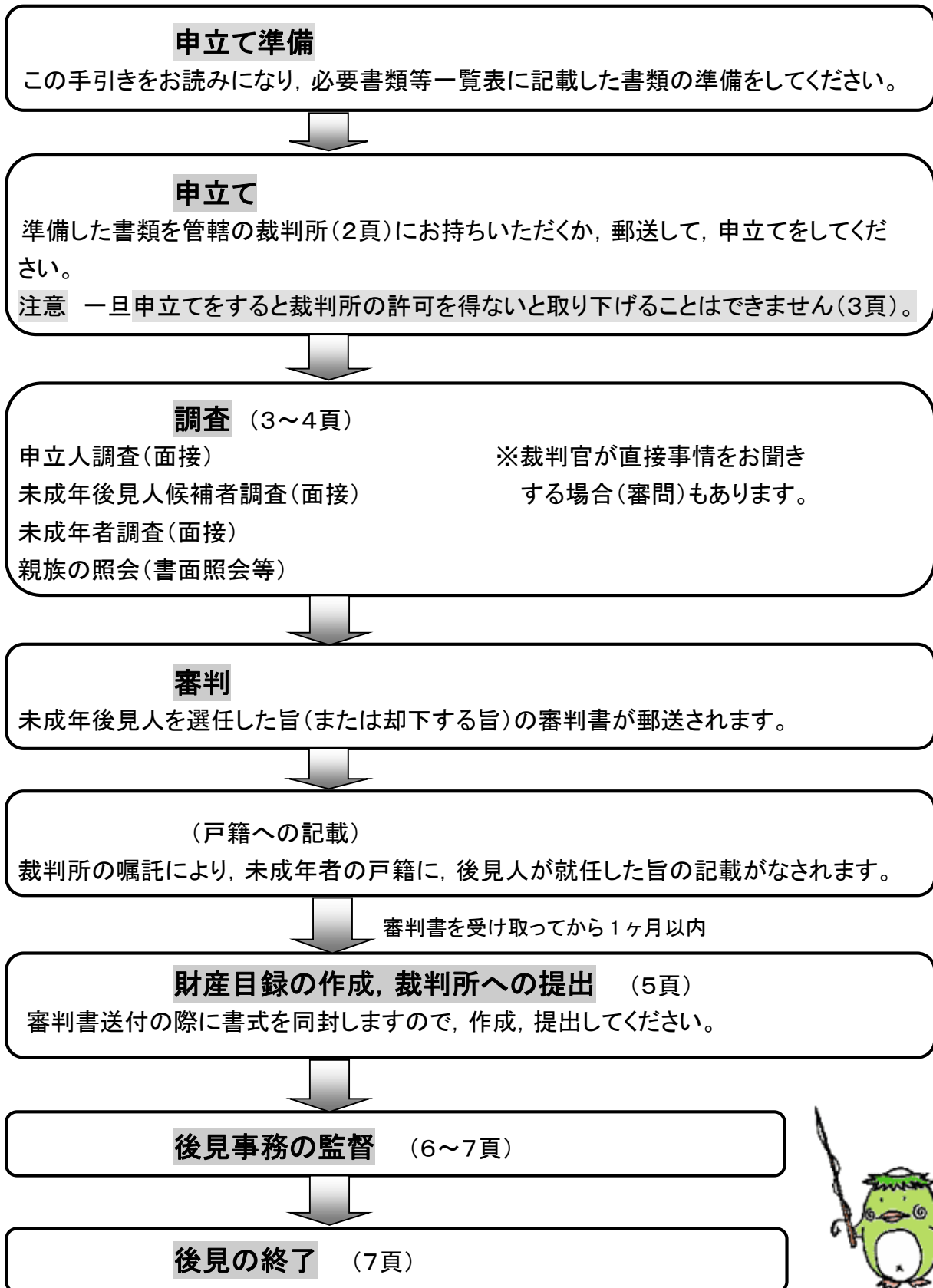
# 未成年後見申立ての手引

さいたま家庭裁判所

# 目 次

◎未成年後見人選任審判手続（流れ図）	1
◎申立てをする裁判所一覧	2
第1 未成年後見制度について	3
第2 申立ての手続について	3
1 申立てをする裁判所	3
2 申立てができる人	3
3 申立てに必要な書類	3
4 申立後の手続について	3
(1) 申立人，未成年後見人候補者調査（面接）	3
(2) 未成年者調査（面接）	4
(3) 親族への照会	4
第3 未成年後見人の職務について	5
1 身上監護	5
2 財産管理	5
第4 後見監督について	6
1 監督とは	6
2 家庭裁判所の許可が必要な場合	6
(1) 後見人と未成年者の利益が相反する場合	6
(2) 後見人の報酬を請求する場合	6
(3) 後見人を辞任する場合	7
3 後見事務の終了	7
第5 未成年後見制度についてのお問い合わせ先	8

## 未成年後見人選任審判手続(流れ図)



## 申立てをする裁判所一覧

申立てをする裁判所は、未成年者の住所地（原則として未成年者が住民登録している場所）を管轄とする裁判所です。分からない場合は、最寄りの裁判所にお問い合わせください。

申立てをする裁判所	管轄（未成年者の住所地）
さいたま家庭裁判所（本庁） さいたま市浦和区高砂 3-16-45 TEL048-863-8816	さいたま市 蕨市 戸田市 志木市 和光市 新座市 川口市 鴻巣市 上尾市 北本市 蓮田市 朝霞市 桶川市（北足立郡）伊奈町
さいたま家庭裁判所越谷支部 越谷市東越谷9-2-8 TEL048-910-0123	越谷市 春日部市 草加市 八潮市 三郷市 吉川市 (北葛飾郡)杉戸町 松伏町
さいたま家庭裁判所久喜出張所 久喜市久喜東1-15-3 TEL0480-21-0157	久喜市 加須市 幸手市 白岡市 (南埼玉郡)宮代町
さいたま家庭裁判所川越支部 川越市宮下町2-1-3 TEL049-273-3041	川越市 富士見市 ふじみ野市 坂戸市 鶴ヶ島市 所沢市 狭山市 入間市（入間郡）三芳町（比企郡）川島町
さいたま家庭裁判所飯能出張所 飯能市大字双柳371 TEL042-972-2342	飯能市 日高市（比企郡）鳩山町 (入間郡)越生町 毛呂山町
さいたま家庭裁判所熊谷支部 熊谷市宮町1-68 TEL048-500-3113	熊谷市 行田市 東松山市 羽生市 深谷市 本庄市（大里郡）寄居町 (児玉郡)神川町 上里町 美里町 (比企郡)滑川町 嵐山町 小川町 吉見町 ときがわ町（秩父郡）東秩父村
さいたま家庭裁判所秩父支部 秩父市上町2-9-12 TEL0494-22-0226	秩父市 (秩父郡)横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町

## 第1 未成年後見制度について

未成年後見制度とは、未成年者の親権を行う者が、死亡、行方不明等ではなくなったときに後見人を選任し、後見人が未成年者の身上監護や財産管理を行うことで、判断能力や生活能力が十分でない未成年者を保護する制度です。

家庭裁判所で後見人が選任されますと、後見人は、**原則として未成年者が成年に達するまで**、未成年者の援助などの事務を行い、その事務内容について裁判所に定期的に報告する義務を負うことになります。

**申立てのきっかけとなった当面の目的（保険金の受領や遺産分割など）が終了しても、後見人の職務が終わるわけではありません。**

## 第2 申立ての手続について

申立てにあたっては、次の事項にご注意ください。

- 1 未成年後見人選任の申立てをした場合、審判がされる前であっても、裁判所の許可を得なければ、申立てを取り下げることができません。
- 2 提出された書類は、当事者及び利害関係を疎明した第三者から申請があれば、閲覧やコピーをさせることがあります。
- 3 審判の手続費用は申立人・参加人の負担となります。未成年者に手続費用を負担させたい場合は、その旨を書面で上申してください。

次に具体的な申立ての手続について説明いたします。

### 1 申立てをする裁判所

未成年者の住所地（原則として未成年者が住民登録している場所）を管轄とする家庭裁判所になります。（2頁参照）

### 2 申立てができる人

未成年者の親族、未成年者自身（15歳以上）、利害関係人です。

### 3 申立てに必要な書類

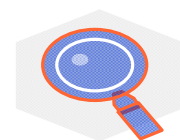
必要書類等一覧表の書類を提出してください。申立ての際には、必要書類等一覧表で必要書類が全て整ったことをご確認ください。必要書類が整っていれば、手続が早く進みます。

### 4 申立後の手続について

#### (1) 申立人、後見人候補者調査（面接）

申立人及び未成年後見人候補者の方に、家庭裁判所へ来ていただいて、申立てに関する事情を直接お伺いします。

申立人の方からは、「申立事情説明書」に基づいて、申立てに至るいきさつ、未成年者の生活状況、財産状況及び未成年者の親族らの意向等について事情を詳しくお伺いします。



未成年後見人候補者の方には、「未成年後見人候補者事情説明書」に基づいて、未成年後見人としての適格性に関する事情をお伺いします。

## (2) 未成年者調査（面接）

未成年者の意思及び心身の状況を確認するため、未成年者本人との面接調査をさせていただくことがあります。未成年者調査の際は、原則として申立人、未成年後見人候補者と共に未成年者本人にも家庭裁判所に来ていただいておりますが、年齢や事案の内容によっては、家庭裁判所調査官が家庭訪問をして未成年者と面接したり、生活状況を観察させていただくこともあります。

## (3) 親族への照会

未成年後見人として誰が適任なのか、未成年者の親族の意見も参考にして判断しますので、未成年者の親族に対して、未成年後見人候補者を未成年後見人に選任することについての意見書を提出していただいたり、照会書を送付して意向を確認したりします。

## 誰を候補者にするか？誰が選任されるか？



(1) 未成年後見人候補者については、未成年後見制度の内容や未成年後見人の職務や責任について理解されている方を挙げてください。

(2) 家庭裁判所は、未成年後見人の選任については、

- ① 未成年者の心身の状況、生活状況及び財産の状況
- ② 未成年後見人候補者の職業・経歴
- ③ 未成年後見人候補者と未成年者との利害関係の有無
- ④ 未成年者の意向

などの事情を総合して判断します。

そのため、**申立書に記載された候補者が必ずしも選任されるとは限りません。**家庭裁判所は、未成年者が多額の財産を所有していたり、親族間で身上監護や財産管理の方針に大きな食い違いがあるような場合には、**弁護士、司法書士等といった専門家を未成年後見人に選任したり、このような専門家を未成年後見監督人として選任する**

ことがあります。

(3) 未成年後見人及び未成年後見監督人に対する報酬は、家庭裁判所が付与の当否及び付与の金額を決定し、未成年者の財産から支払われます。(6頁参照)

### 第3 未成年後見人の職務について

未成年後見人の主な職務は、未成年者の意思を尊重し、かつ、未成年者の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な身上監護及び財産管理を行うことです。

#### 1 身上監護

未成年後見人は、未成年者が成人するまで、生活や教育、就労について援助することになります。

#### 2 財産管理

未成年後見人に選任された方は、最初の仕事として、審判書謄本を受領した日から遅滞なく未成年者の財産調査に着手し、1か月以内に、その財産目録を作成し、家庭裁判所に提出しなければなりません。

財産管理の内容としては、未成年者に代わって預貯金に関する取引等、必要な法律行為を行うこと、未成年者の財産が他人のものと混ざらないように管理すること、通帳や証書類を保管すること、収支計画を立てること等があります。

そして、財産管理の内容がわかるように、日付及び具体的内容を記録しておくとともに、定期的に家庭裁判所に報告し、家庭裁判所の監督(これを「後見監督」と言います。詳しくは、6頁参照)を受けなくてはなりません。

## 未成年後見人の責任について



未成年後見人が未成年者の財産を管理する場合、一般的に妥当と考えられる程度の良識的な行動をする義務(善良なる管理者の注意義務)を持って、未成年者の財産を維持管理することが求められています。

したがって、たとえ親族であっても、「他人の財産を預かり、管理している。」と考えてください。未成年者の財産を未成年後見人や親族の名義で管理したり、未成年後見人や

親族に贈与、貸与するなど、未成年者の不利益となるような管理、処分はできません。

財産を不正に処分すると、未成年後見人を解任されるだけでなく、損害賠償請求などの民事責任や業務上横領などの罪で刑事責任を問われることがあります。

## 第4 後見監督について

### 1 監督とは

家庭裁判所は、未成年後見人に対して、その職務を正しく行っているか、また、後見の事務を行う上で問題がないかを確認するために、原則として、毎年1回、未成年者の誕生月の末日までの後見等事務について、翌月の20日までに、自主的に報告書等を提出していただくなどの形で監督を行います。

具体的には、未成年者の現状や現在の問題等についての報告書、未成年者の財産目録、その裏付けとなる通帳や領収書類などのコピーを提出していただきます。

そのため、未成年後見人は、日頃から領収書や取引に関する書類をきちんと整理の上保管するとともに、収支状況を記録しておくことが必要となります。

なお、未成年後見監督人が選任された場合は、未成年後見監督人による監督も受けます。

### 2 家庭裁判所の許可が必要な場合

#### (1) 未成年後見人と未成年者の利益が相反する場合

➡ 「特別代理人選任の申立て」が必要です。

未成年後見人と未成年者がいずれも（代襲）相続人である場合に、その間で遺産分割協議をする場合や、未成年後見人が未成年者が所有する不動産を買い取る場合等、未成年者と未成年後見人との間において利害が対立する場合は、事前に特別代理人選任の申立てを行い、家庭裁判所の許可を得ることが必要となります。

このほかの場合でも、重要な財産を処分したり、その行為が未成年者の利益となるかどうか判断に迷う場合は、事前に家庭裁判所にご相談ください。

#### (2) 未成年後見人の報酬を請求する場合

➡ 「報酬付与の申立て」が必要です。

未成年後見人が未成年者の財産から一定の報酬を受け取る場合、事前に家庭裁判所に申立てをする必要があります。

報酬付与の申立てがされた場合、家庭裁判所は、後見事務の内容などを考



慮して、報酬を付与するのが相当かどうか、相当である場合には報酬額をいくらとすべきかを決定します。未成年後見人は、裁判所から報酬を付与する旨の審判がなされた後、認められた金額だけを未成年者の財産から受け取ることができます。

このような手続きを取らず、未成年者の財産の一部を報酬として受け取ることはできません。

### (3) 未成年後見人を辞任する場合

➡ 「未成年後見人辞任許可の申立て」が必要です。

辞任によって後見人がいなくなる場合は、

「未成年後見人選任の申立て」

も必要となります。

未成年後見人は正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、辞任することができます。

「正当な事由」があると認められる例としては、未成年後見人が遠隔地に転居しなければならなくなった場合や、高齢や病気などの理由により職務の遂行に支障が生じた場合などが考えられます。なお、未成年後見人が辞任すると未成年後見人がいなくなる場合は、できる限りすみやかに新たな未成年後見人を選ぶ必要があるため、辞任許可の申立てをした未成年後見人は遅滞なく後任の未成年後見人選任の申立てをしなければなりません。

## 3 後見事務の終了

次の場合などに未成年後見は終了します。

- 1 未成年者が成人した。
- 2 未成年者が婚姻した。（成年擬制）
- 3 未成年者が死亡した。

未成年後見が終了した場合には、未成年後見人は、

- ① 後見終了後10日以内に後見終了の届出を市区町村役場にする必要があります。
- ② 管理していた財産の収支を計算し、管理していた財産を未成年者（未成年者が死亡した場合は相続人）に引き継ぐ必要があります。

## 第5 未成年後見制度についてのお問合せ先

- 未成年後見制度の申立てや手続のご案内
  - ★裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）  
<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>
- ※ 手続のご説明のほか、各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。
  - ★さいたま家庭裁判所後見サイト  
<https://www.courts.go.jp/saitama/saiban/tetuzuki/kouken/index.html>
- ※ 埼玉管内の後見制度に関する総合ページです。
- 法的トラブルで困ったときのお問合せ
  - ★日本司法支援センター法テラス（TEL 0570-078374）  
<https://www.houterasu.or.jp/>
- ※ 固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話することができます。
- ※ IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。